

道路の健全な通行について

◆道路上にはみ出している樹木伐採のお願い

道路上に鉢植えなどが置かれて  
いる箇所や私有地から道路や歩道  
に樹木や枝がはみ出して、歩行者  
や自転車および自動車などの通行  
の支障となっている箇所がありま  
す。

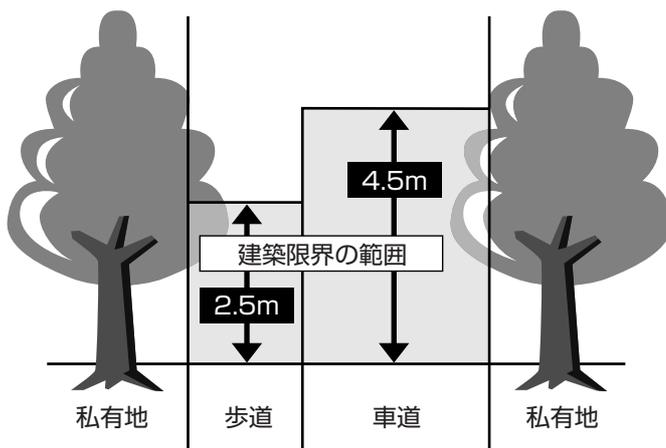
箇所によっては歩行者や通行車  
両の事故につながる恐れがありま  
すので、事故を未然に防ぐため  
も、建築限界を守り、はみ出して  
いる樹木の伐採や鉢植えなどの移  
動にご協力をお願いします。

※私有地の生垣や庭木などからの  
倒木や道路上に張り出した枝の  
落下などにより、通行中の歩行  
者や車両などが損傷する事故が  
発生した場合には、樹木の所有  
者が賠償を問われる場合があります。



◆建築限界

道路法第30条および道路構造令  
第12条では道路を安全に通行する  
ため、車道の上空4.5m、歩道  
の上空2.5mの範囲に、通行の  
障害になる物(樹木・看板など)は  
置いてはならないと規定されてい  
ます。



○お問い合わせ

本庁まちづくり課土木係

☎ 43-2115

佐賀支所建設課土木係

☎ 55-3700

6月は高知県の「男女共同参画推進月間」です

「男女共同参画社会」に向けて、  
「男女共同参画社会」とは、男  
女が互いにその人権を尊重しつづ  
き責任も分かち合い、性別にかかわ  
りなくその個性と能力を十分に発  
揮することができる社会のことだ  
す。

男女共同参画と聞くと、女性の  
人材育成や登用、また、政策・方  
針の決定過程の場への女性の参画  
など、女性のためのことのように  
考えられる人もいるかもしれませんが  
。もちろん、それらも男女共同  
参画を進める大事な取組ですが、  
男性が家庭や地域などへ参画して  
いくことも重要です。

女性の社会進出が進み、共働き  
世帯が増加している中、半数以上  
の人が「男性も家事・育児を行う  
ことは当然である」と考えていま  
す。

しかし、男性が家事・育児など  
にかける時間は年々増加傾向にあ  
るものの、育児休業を取得できな  
い男性も少なくありません。

男性が家事・育児などに参加す  
るためには、育児休業を取得しや

すい雰囲気づくりや長時間労働の  
是正が必要です。

これは一例ですが、男女共同参  
画社会の実現には、県民一人ひと  
りの理解や協力が必要です。家庭  
で、職場で、あるいは地域活動の  
場で、男女がともに参画し、多様  
な視点や意見を反映させること  
のできる社会を目指しましょう。

○お問い合わせ

高知県文化生活スポーツ部

県民生活・男女共同参画課

☎ 088-823-9651

こうち男女共同参画センター

☎ 088-873-9100

佐賀支所地域住民課人権啓発係

☎ 55-3113



(公財)高知県人権啓発センター  
人権啓発マスコットキャラクター「こころん